

協議第 3 号

行政制度の調整方針及び分類について

行政制度の調整方針及び分類について、別紙のとおり提出する。

平成 21 年 8 月 27 日 提 出

中之条町・六合村合併協議会長 入内島道隆

行政制度の調整方針及び分類について

1 基本的な考え方

行政制度の調整とは、両町村が合併する場合に、行政制度等の違いにより、住民が混乱したり、不利益を被るなど住民生活に支障を来たさないよう、行政制度や事務事業（以下「制度等」という。）について十分協議し調整を図る必要があります。

制度等の調整に当たっては、次の6つの基本原則を総合的に勘案して調整するものとします。

2 調整の基本原則

(1) 一体性確保の原則

両町村が合併し新町に移行する場合に、住民生活に支障を来たさないよう、速やかに一体性の確保に努める。

住民票、各種証明書の発行や各種申請の手続き、保健・福祉サービスや医療や介護等の各種サービス、公共施設の利用などの住民生活に関わる重要な事項については、混乱を来たさないよう速やかな一体性の確保に努めるものとします。

(2) 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

両町村の各種行政サービスにおいて、差異があるものについては、現行のサービス水準を低下させないことを原則として調整するものとします。

(3) 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

使用料・手数料、地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち調整するものとします。

(4) 健全な財政運営の原則

新町において健全な財政運営に努める。

多様化する行政需要に的確に応えるとともに、財源の確保に努め効率的な運営により地方分権の時代に対応した健全な財政運営に努めるものとします。

(5) 行政改革推進の原則

行政改革を推進し、事務事業の見直しに努める。

全ての事務事業について、スクラップ・アンド・ビルドにより見直すとともに

に、行政と住民・地域活動団体との協働・連携も視野に入れ、行政改革の推進に努めるものとします。

(6) 適正規模準拠の原則

自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

新町の人口、面積等の拡大に伴う自治体の運営において、その規模等に見合った事務事業を推進するため事務事業の見直し調整を行います。

3 分類

行政制度の調整は、上記の原則に基づき概ね次の分類のいずれかによるものとする。

(1) 現行のまま新町に引き継ぐ

制度、内容ともに両町村が同一であるため、現行のまま新町へ移行することが適当な制度等の場合

一方の町村だけで実施している制度等、あるいは特定の施設等で実施している事業等をそのまま新町で継続して実施する場合

(2) 合併時に両町村のどちらかに統一する

両町村にそれぞれ制度等はあるが内容に相違がある、あるいは、両町村の一方に制度がないため調整が必要であり、かつ合併時から実施する制度等で一方の町村の制度等に統一する場合

(3) 期限を定めて合併後に調整し統一する

両町村にそれぞれ制度はあるが内容に相違がある、あるいは、両町村のいずれかに制度がないため調整が必要であるが、当面は現行のままとし、期限を定めて合併後に調整し統一する場合

(4) 合併時まで調整し、合併日において新たに制度等を創設する

両町村にそれぞれ制度等はあるが内容に相違がある、あるいは、両町村の一方に制度等がないため調整が必要であり、かつ合併時から実施する制度等で、いずれの町村の例にもよらず新しく制度化する場合

(5) 新町において期限を定め調整のうえ新たに制度等を創設する

両町村にそれぞれ制度はあるが内容に相違がある、あるいは、両町村のいずれかに制度がないため調整が必要であるが、合併時から施行するよりも、新町において期限を定め状況を見ながら新たに制度等を創設した方が適当な場合

(6) 合併時又は期限を定め廃止する

制度等の必要性や活用の状況を勘案し、合併を契機として見直しを行い、合併時又は合併後に廃止することが適当な場合